

東京大学弥生講堂規則

〔平成12.4.1
制 定〕

改正 平成20.9.18

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学弥生講堂及び同弥生講堂アネックス(以下「弥生講堂」という。)の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 弥生講堂は、学術の交流を広く図り、研究教育の振興に資することを目的とする。

(施設)

第3条 弥生講堂に一条ホール、エンゼル研究棟、セイホクギャラリー、会議室その他の施設を置く。

(開館日)

第4条 弥生講堂は、原則として12月28日から翌年1月4日までの期間及び国民の祝日を除き月曜日から金曜日まで開館する。

2 開館時間は、原則として午前9時00分から午後5時00分までとする。

3 前2項にかかわらず、東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部(以下「研究科」という。)の教職員が責任をもち、かつ、研究科長・学部長(以下「研究科長」という。)が必要と認めた場合には、開館することができる。

4 研究科長は、必要があると認めた場合には、臨時に閉館することができる。

(使用)

第5条 弥生講堂の使用については、別に内規で定める。

(使用者の範囲)

第6条 弥生講堂を使用することができる者は、研究科の教職員及び旧教職員並びに別に内規で定める者とする。

2 その他、研究科長が許可した者とする。

(管理)

第7条 弥生講堂の業務は、農学系総務課において処理する。

(運営委員会)

第8条 弥生講堂の運営に関する重要事項を審議するため、東京大学弥生講堂運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

第9条 この規則に定めるもののほか、弥生講堂の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。